

介護職員処遇改善加算について（改定）

介護職員処遇改善加算は、現行の仕組みは維持しつつ、さらなる資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所を対象とし、さらなる上乘せ評価を実施。

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率			
	加算Ⅰ (新設)	加算Ⅱ (旧の加算Ⅰ)	加算Ⅲ (旧の加算Ⅱ)	加算Ⅳ (旧の加算Ⅲ)
(介護予防) 通所介護・療養通所介護	4.0%	2.2%	加算(Ⅱ)により算出した単位 × 0.9	加算(Ⅱ)により算出した単位 × 0.8
(介護予防) 通所リハビリテーション	3.4%	1.9%		
(介護予防) 認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%		
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%		
看護小規模多機能型居宅介護 (旧 / 複合型サービス)				
介護老人保健施設	2.7%	1.5%		

※ (介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援については加算算定対象外

※ 介護職員処遇改善交付金及び介護職員処遇改善加算による賃金の改善を充実する加算(介護職員1人月額27,000円相当)であり、個々の介護職員に対する具体的な処遇改善の方法については事業者が判断するものであるため、すべての介護職員の賃金が一律に月額27,000円引き上がる仕組みではない

〈キャリアパスの算定要件〉

	加算Ⅰ (新設)	加算Ⅱ (旧の加算Ⅰ)	加算Ⅲ (旧の加算Ⅱ) ※新加算Ⅱ×0.9	加算Ⅳ (旧の加算Ⅲ) ※新加算Ⅱ×0.8
算定要件	キャリアパス要件① 及び キャリアパス要件② + 職場環境等要件(旧定量的要件)を満たす (平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件① または キャリアパス要件② + 職場環境等要件(旧定量的要件)を満たす	キャリアパス要件① キャリアパス要件② 職場環境等要件(旧定量的要件)のいずれかを満たす	キャリアパス要件① キャリアパス要件② 職場環境等要件(旧定量的要件)のいずれも満たさず

キャリアパス要件

- ① 職位・職責・職務内容に応じた認容要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を算定して研修の実施または研修の機会を確保すること

職場環境等要件(旧定量的要件)

賃金改善以外の処遇改善への取り組みの実施